

第106号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 概要

令和4年10月1日から国家公務員の期間業務職員（一会計年度内に限って臨時的に置かれる非常勤職員。特別区のフルタイム会計年度任用職員に当たり、育児休業法に基づく臨時的任用職員も対象となる。）における退職手当の支給要件が一部緩和されたことを踏まえ、国家公務員との均衡を図るため、品川区においても同様の改正を行う。

2 改正内容

フルタイム会計年度任用職員等の退職手当支給要件として定める「常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの」における『18日以上』の要件について、「1か月間の勤務日数（週休日、休日、代休日等は含まれない。）が20日に満たない場合（①）は、18日から、20日と当該20日に満たない日数（①）との差に相当する日数（②）を減じた日数（職員みなし日数）（③）」以上とする。

《参考：1か月の勤務日数が20日未満の例》

■ 令和5年2月の勤務日数

日	月	火	水	木	金	土
			<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>
<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>11</u>
<u>12</u>	<u>13</u>	<u>14</u>	<u>15</u>	<u>16</u>	<u>17</u>	<u>18</u>
<u>19</u>	<u>20</u>	<u>21</u>	<u>22</u>	<u>23</u>	<u>24</u>	<u>25</u>
<u>26</u>	<u>27</u>	<u>28</u>				

■ 職員みなし日数の計算方法

- ① 1か月の勤務日数：19日 ② 20日と①との差に相当する日数：1日（20日－19日）
 ③ 18日から②を減じた日数（職員みなし日数）：17日（18日－1日）

※ 区においては、現在、本条例の対象となるフルタイム会計年度任用職員等はいないため、改正による影響はない。

3 施行期日

公布の日

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>(支給対象)</p> <p>第2条 (第1項省略)</p> <p>2 前項第4号に規定する勤務形態が同項第1号から第3号までに掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づく規則<u>その他の規程により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。</u>）の数（以下「勤務日数」という。）が18日（1カ月間の日数（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年品川区条例第5号。以下「勤務時間条例」という。）第18条第1項の規定およびその他の規程による週休日等（勤務時間条例第4条および第5条の規定による週休日、勤務時間条例第10条および第11条の規定による休日ならびに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）に相当する日は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該20日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。</p>	<p>(支給対象)</p> <p>第2条 (第1項省略)</p> <p>2 前項第4号に規定する勤務形態が同項第1号から第3号までに掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。<u>以下同じ。</u>）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。</p>
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第3条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、前条第1項第4号に掲げる職員のその月の勤務日数が職員みなし日数に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p> <p>3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再び育児休業法に基づく臨時的任用職員となつた者のその月の勤務日数が職員みなし日数に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものと</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第3条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、前条第1項第4号に掲げる職員のその月の勤務日数（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。<u>次項において同じ。</u>）が18日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p> <p>3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再び育児休業法に基づく臨時的任用職員となつた者のその月の勤務日数が18日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして</p>

改正後	改正前
<p>とみなして退職手当を支給する。 (第4項省略) (退職手当の調整額)</p> <p>第10条 (第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（<u>現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等ならびに勤務時間条例第18条第1項の規定およびその他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）</u>のあつた月を除く。）をいう。</p> <p>(第1号から第5号まで省略)</p> <p>(6) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）<u>その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）</u>の期間</p> <p>(7) <u>育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務および育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）</u>の期間</p> <p>(第10号省略)</p> <p>(第6項および第7項省略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第11条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数（第2条第1項第4号に掲げる職員にあつては、引き続いた勤務日数が職員みなし日数以上ある月の月数）による。</p> <p>(第3項から第8項まで省略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 (第1項省略)</p>	<p>退職手当を支給する。 (第4項省略) (退職手当の調整額)</p> <p>第10条 (第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（第1号から第6号までおよび第8号に掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第7号に掲げる期間のある月にあつては<u>育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児短時間勤務および育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）</u>の期間以外の期間における<u>現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）</u>をいう。</p> <p>(第1号から第5号まで省略)</p> <p>(6) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）の期間</p> <p>(7) <u>育児短時間勤務等の期間</u></p> <p>(第10号省略)</p> <p>(第6項および第7項省略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第11条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数（第2条第1項第4号に掲げる職員にあつては、引き続いた<u>常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日</u>が18日以上ある月の月数）による。</p> <p>(第3項から第8項まで省略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 (第1項省略)</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員または職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、または季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間または当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。</p> <p>（第1号および第2号省略） （第3項から第14項まで省略）</p>	<p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員または職員以外の者で<u>常時勤務を要する職員</u>について定められている勤務時間以上勤務した日が<u>18日以上</u>ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、または季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間または当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。</p> <p>（第1号および第2号省略） （第3項から第14項まで省略）</p>
<p style="text-align: center;">付 則 （施行期日）</p>	
<p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	
<p>（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）</p>	
<p>2 <u>職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年品川区条例第 号）の一部を次のように改める。</u></p>	
<p>第10条第5項の改正規定中「第10条第5項各号列記以外の部分中「第1号から第6号までおよび第8号に掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第7号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児短時間勤務および育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日」を「現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等（職員の</p>	

改正後	改正前
<p>勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年品川区条例第5号）第4条および第5条の規定による週休日、同条例第10条および第11条の規定による休日、同条例第12条第1項の規定により指定された代休日ならびにその他の規程によるこれらに相当する日）以外の日をいう。）に改め、同項第8号を同項第10号とし、同項第7号中「育児短時間勤務等」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務および育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「（平成3年法律第110号）」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号を同項第7号とし」を「第10条第5項第8号を同項第10号とし、同項第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ」に改める。</p>	

【付則第2項による改正後の第10条第5項の条文】

<p>第10条 （第1項から第4項まで省略）</p> <p>5 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等ならびに勤務時間条例第18条第1項の規定およびその他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）のあつた月を除く。）をいう。</p> <p>（第1号から第4号まで省略）</p> <p>（5） 高齢者部分休業（地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業およびその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間</p> <p>（6） 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間</p> <p>（7） 配偶者同行休業（地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。次条において同じ。）の期間</p>	<p>第10条 （第1項から第4項まで省略）</p> <p>5 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（第1号から第6号までおよび第8号に掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第7号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児短時間勤務および育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）をいう。</p> <p>（第1号から第4号まで省略）</p> <p>（5） 配偶者同行休業（地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。次条において同じ。）の期間</p>
---	---

改正後	改正前
<p>(8) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）の期間</p> <p>(9) 育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務および育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間</p> <p>(10) 大学院修学休業の期間（教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修了休業の期間をいう。）</p> <p>(第6項および第7項省略)</p>	<p>(6) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）の期間</p> <p>(7) 育児短時間勤務等の期間</p> <p>(8) 大学院修学休業の期間（教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修了休業の期間をいう。）</p> <p>(第6項および第7項省略)</p>